やさしいまちに、なりたい。

学校における働き方改革の推進



令和７年11月20日（木）

戸田市教育委員会

新たな学び（現行の学習指導要領）と働き方改革 H28.12

新たな学び（現行学習指導要領）は、「働き方改革」なしでは実現できない

○業務や教育活動などを見直し精選する期間が、学習指導要領の移行期間

○学習指導要領改訂に向けた準備と教師の働き方改革は同時進行で進める

新たな学びに向けた授業改善を業務改善のトリガーに

○働き方改革ができなければ、新学習指導要領の求める授業改善はできない

○働き方改革の絶好のチャンスだか、働き方改革が失敗すれば、新たな学びも次期学習指導要領の実現も難しくなる

○子供たちの健やかな育ちを真剣に考えればこそ、働き方改革を最優先に

ヒト教師にしかできない教育とは何か

○近い将来ヒト型のロボット教師が教壇に立つ時代が到来するかも知れない

○ロボット教師は、24時間365日働ける、心身のコンディションが一定、指導の記録を大量かつ正確に保存できる

○ヒトがヒトに教えてもらうのが最良のアウトプットをもたらすかどうかはわからない。公教育のサプライシステムの根幹だったヒト教師にしかできない教育とは何か、が問われているのかもしれない

本気で業務改善を進めるために H27.4

1　校長が本気になる

○国、都道府県、市区町村は条件整備の責任がある

○校長は与えられた条件下で業務改善を行う責任がある

○業務改善の責任は市区町村や都道府県の教育委員会にあると考え、
　指示に従うだけの校長が多い

○校長は教職員と一丸となり、本気で業務改善に取り組むべき

2　基礎自治体の教育委員会が本気になる

○業務改善が都道府県の教育委員会からのトップダウンでは、
　学校は他人事と感じたり、その取組自体に負担を感じてしまう

○基礎自治体の教育委員会が本気になって、
　しかも、業務改善と学校指導体制の整備を両輪として、
　一体的に取り組まなければ、今後も業務改善は進展しない

教職員の業務を改善し、子供と向き合う質の高い時間の確保に向け真剣に！

平成28年度　文部科学省委託事業「チーム学校の実現に向けた業務改善等の推進事業」

校務分掌に関わる業務　　授業準備・教材研究　　複雑化・多様化する課題

生徒指導上の課題　　**勤務時間外での在校時間の増加**　　部活動

戸田市チーム学校運営委員会

委員 ： 教育委員会関係課事務局、学校管理職

社会に開かれた教育課程の実施
カリキュラム・マネジメントによる教育活動の充実

教職員が子供と向き合うための時間の確保

可視化WG

調査照会文書等の件数、照会元、内容等を可視化

可視化による文書、出張数（移動時間含む）等の減少

- 学校への送付文書の精選
- 学校の文書提出方法の簡易化
- Web会議による集合研修の改善（出張数を減少）

共有化WG

校務に係る様々な資料等の文書や動画による共有化

共有化による負担感の軽減や教育活動の充実

- 校務システム機能の改善
- ICTを活用した指導案等の教材の共有化

効率化WG

校務の見直しを進め、学校運営を効率化

民間企業の視点による業務の効率化及び教員の意識改革

- 緊急・重要度の基準の明確化による組織的な業務見直し
- モバイルワークの可能性検討
- 部活動指導の在り方の検討

学校における働き方改革 ～戸田市教育委員会の取組事例～

教育を科学することを柱とした教育改革と、エビデンスベースの働き方改革

留守番電話の設置
小学校：～8:30、17:30～
中学校：～8:20、18:30～

学校閉庁日の設定
８月１１日～１６日

多様な人材の配置
・ＳＣ、ＳＳＷ
・心の教育アドバイザー
・教育相談コーディネーター
・学校経営アドバイザー
・特別支援パートタイマー
・スクール・サポート・スタッフ
・学校用務員など

コミュニティ・スクールによる学校支援の充実
・CSディレクター派遣
・消毒作業・健康観察
・子供の見守り　など

戸田市部活動方針
・ワークライフバランス
・休養日・活動時間等規定
・部活の朝練なし

校務支援システムの導入
・学籍、出欠席、成績等の管理
・スケジュールの共有
・指導要録・通知表作成の時短

事務の共同実施
・情報共有による事務処理の効率化
・互審による正確性の向上・人材育成

学校における働き方改革 ～各学校の自走による取組～

取組	効果
小学校で教科担任制を導入	教材研究時間の確保、授業の質の向上
専科の授業時間を増やす	業務の平準化、担任の時間の確保
学級通信、掲示物へのコメントの廃止	時間の確保（思い切ってやめる）
AIドリルへの移行	確認作業の時間短縮
５時間授業の日を増やす（４月）	時間の確保（余剰授業時間の削減）
児童の登校時間の適正化	出勤時刻を少しでも遅く
校務分掌の精選、教科部会の廃止	業務の平準化、会議時間の縮減
学校行事の実施形態の見直し	練習時間の削減、準備の縮小
会議のペーパーレス化	印刷時間の削減
部活動の二人顧問制	時間及び休日の確保
カエル会議の実施	教員の意識改革、働き方の見直し

様々な取組や工夫により、授業準備や学級経営にかける時間を生み出している

定例教育委員会前の校長面談～働き方改革への諸課題～



各校長から

・特色ある学校経営
・誇れる教育活動
・成果の上がった取組
・市内他校へ横展開できること

などについてプレゼン

各教育委員から

・学校運営上の悩み
・学校経営における諸課題
・教育委員への依頼事項

などについて校長から聴取して本音で熱い議論

⇩

学校経営への一層の理解
校長の悩みの傾聴と助言



定例教育委員会における校長のプレゼンテーション











時間外在校等時間の縮減に向けた取組の3ステージ

1　市教育委員会主導による意識改革（80h超の解消）

○戸田市チーム学校運営委員会「3K（可視化、共有化、効率化）」の取組
○**民間企業の社員を3ヶ月間、学校へ派遣**
○**学習指導要領の趣旨の実現と働き方改革の取組を車の両輪に**
○学校における働き方改革に係る緊急提言（H29.8）の積極的な取組
○戸田市部活動の在り方に関するプロジェクト（ガイドラインの作成）
→100h超が目立っていたが、学校の自走もはじまり80h超が大幅に減少

2　校長会ピアレビューと学校の創意工夫（市内全校への横展開）

○学校行事の教育効果の再考など
→学校間格差が大幅に減少するとともに、80h超がさらに減少

3　個に応じた教職員への支援

○80h超の教職員を中心に管理職による面談を強化
○本人及び管理職に対して教育委員会事務局職員による面談
○小学校は80h超は０で、 45h超が各校数名 → 県内でトップクラス
○中学校は80h超が全体で数名、45h超が各校数名 → 県内でトップクラス
●いずれも、大会等の役員、全国大会出場の顧問など市外等の要因による
●教頭、主幹教諭、初任者など特定の職種への支援

現状と課題

1ヶ月の時間外在校等時間が45時間を越える教諭の割合

	小学校	中学校
平成28年6月（戸田市）	76.7%	79.6%
令和7年6月（埼玉県）	26.4%	46.5%
令和7年6月（戸田市）	9.3%	39.5%

1ヶ月の時間外在校等時間が80時間を越える教諭の割合

	小学校	中学校
平成28年6月（戸田市）	22.8%	25.7%
令和7年6月（埼玉県）	0.3%	4.5%
令和7年6月（戸田市）	0.0%	0.4%

結果として学校における働き方改革は進んだが、
市や学校主体で取り組めることには限界が見えてきた

学校の働き方改革を更に進めるには、地域や保護者の理解･協力が不可欠

現状と課題

1ヶ月の時間外在校等時間が45時間を下回る教諭の割合の推移

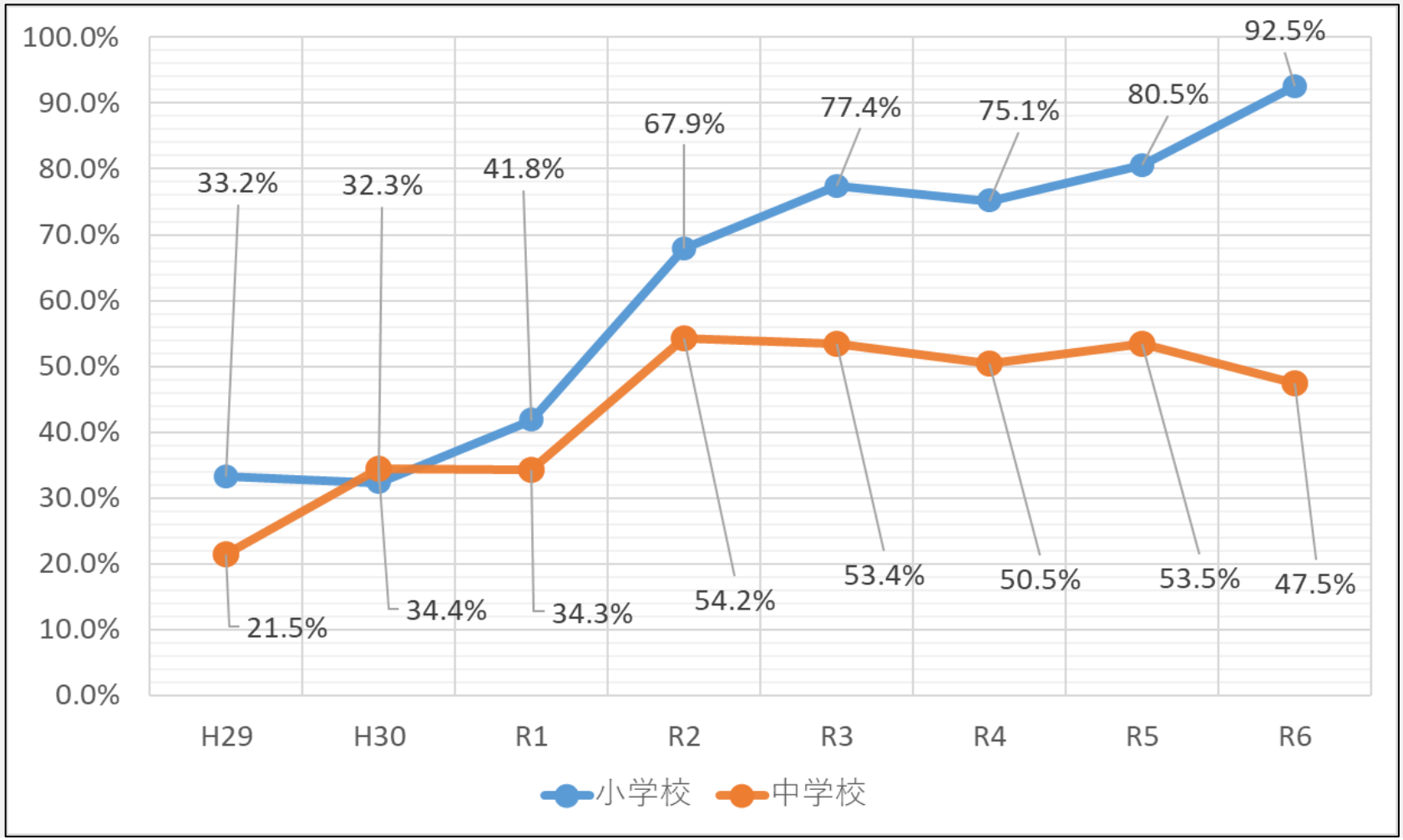

小学校はかなり進んでいるが、中学校は横ばい
原因として部活動の指導が課題と考えられる

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案の概要

趣　旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概　要

1．学校における働き方改革の一層の推進

（１）教育委員会における実施の確保のための措置 【給特法第８条関係】

- 教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

（２）学校における実施の確保のための措置

- 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。【学校教育法第42条関係】
- 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。※学校運営協議会を置く学校

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の５関係】

2．組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。【学校教育法第27条、第37条関係】

3．教員の処遇の改善

（１）高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額の４％から10％まで段階的に引き上げる。【給特法第３条関係】

※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

（２）職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする（学級担任への加算を想定）。【教育公務員特例法第13条関係】
- 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。【給特法第3条、第5条関係】

施行期日

１及び２については、令和８（2026）年４月１日
３については、令和８（2026）年１月１日　【附則第１条関係】



学校における働き方改革の更なる推進

1　教育委員会（総合教育会議）

○教育を取り巻く環境の改善には、教育委員会と首長部局との連携が不可欠
○市長及び教育委員から以下のような取組が考えられると発言
◆地域住民・市議会に対して「学校・教師が担う業務に係る３分類」について周知
◆人的・物的支援に係る予算措置を検討
◆保護者・地域住民からの要望等に対し市教委・首長部局含めチーム戸田市で対応

2　校長会（ピアレビュー）

○全校長が当事者意識を持ち、学校主体でできることや、一斉に取り組むべきこと等を検討
○短期（今すぐ）、中期（R6当初）、長期（3年以内）にできることを検討
○外部人材の活用及び専門家からのコンサルティングとフィードバック

3　学校運営協議会（研修・熟議）

○市内全小中学校の学校運営協議会委員・管理職の研修を実施
○緊急提言及び「学校・教師が担う業務に係る３分類」についての周知
　→学校運営協議会が主体となってできることの検討
○各校の学校運営協議会で学校業務に係る3分類をテーマにした熟議の実施



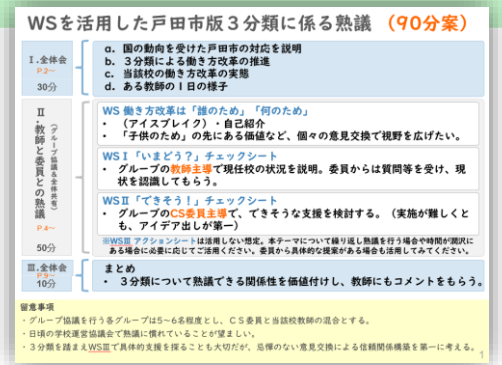

3分類について議論するための「戸田市版熟議パッケージ」を作成

学校運営協議会での取組の例





学校運営協議会をハブに家庭・地域が後押しをする学校における働き方改革　〈別紙2〉

基本情報

学校
戸田市立戸田南小学校

学校運営協議会
戸田南小学校学校運営協議会

平成30年4月1日 設置

委員構成
町会関係者
PTA関係者
学校応援コーディネーター
公共施設の代表
など　10名

会議回数
年間平均5～6回程度

地域学校協働活動推進員等数
（ ）は内、学校運営協議会委員数
地域学校協働推進員0名（0名）
地域コーディネーター　3名（1名）

地域学校協働本部
南っ子サポーター

背景・取組概要

・学習指導要領が求める新たな学びに向けた授業改善、子供たちの健やかな育ちを真剣に考え、働き方改革を最優先にとの考え方のもと、市を挙げて教育DXなど業務効率化を進めるとともに、校長としても様々な業務改善を推進してきた。
・令和5年8月に中央教育審議会が教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）が発出されたが、市教委や学校主体で取り組めることにも限界が見えてきたところで、保護者や地域住民、企業など社会全体が一丸となって課題に対応する必要がある。
・目指す学校像に「家庭・地域と一体となって子供を育てる学校」を掲げ、「地域に開かれた学校」として地域との交流を重視することを宣言し、「学校の壁」を低くするとともに、できることは直ちに行うという考え方のもと、地域住民等が参加する学校運営協議会を核とした取組を進めてきた。

工夫・ポイント・特徴的な取組

◆学校運営協議会
学校運営協議会委員には授業見学、学校行事への参加の案内等を含めて積極的に情報提供している。最近では子供たちを交えた熟議の実施や、総合的な学習（PBL）の成果を学校運営協議会で発表する場を設けるなど、子供たちの学習の成果や成長を見ていただく機会も設けている。
学校における働き方改革などセンシティブなテーマを取り扱う際には、市教委任用のCSディレクターの派遣を要請し、双方を取り持つ第3者的立場からファシリテートしてもらっている。また、学校における働き方改革に関するテーマは教職員を交えた拡大学校運営協議会での熟議の実施を含め、継続的に取り扱うなど重点的に取り組んでいる。

◆地域学校協働活動
登下校の見守りをはじめ、運動会や音楽会等の学校行事の運営等について地域の方の支援を受けている。日々の地域学校協働活動の様子は学校のSNSで発信している。また、地域からの提案を契機に校内に地域掲示板を設置し、町会や子ども会等からも地域の情報を発信している。

◆コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的実施
持続可能性の確保や、現場のリアルな課題を吸い上げ、学校運営協議会で議論し実働へと円滑に繋げられるよう、学校運営協議会委員には地域学校協働活動のコーディネーターを複数名委嘱している。

成果・効果

◆学校・学校運営協議会委員等からの積極的な情報発信により、地域住民・保護者や関係機関等の理解と協力が得られやすくなっている。学校運営協議会での議論を契機に新しい支援に繋がったり、多くの児童が子ども会の活動に参加するなど活発化している。
◆学校と家庭・地域の相互理解促進・信頼関係の構築により、学校運営協議会での本音の議論、取組の見直しやスクラップが可能になっている。実際に、働き方改革をテーマとした熟議の結果を踏まえ、昨年度から入学当初の1年生の登校後や休み時間の見守りや給食準備、清掃などの生活支援を地域の方に依頼した。また、学校ボランティア募集のチラシや学校における働き方改革推進に係る手紙の町会回覧の実施、定時退勤weekの設定、留守番電話への切替え時間の見直し等も実現している。一方で、委員の声から校内に地域の情報を発信する掲示板を新設したり、地域の方が生き生きと活動する場を増やしたりすることにも繋がった。
◆令和5年度学校評価（教職員）では「学校は、地域の教育力を教育活動に活用している。」の項目で肯定的回答が100%であった。

R６戸田南小が文部科学大臣表彰を受賞



「学校と教師の業務の３分類」の指針への位置付け（案）

令和７年８月１９日
教師を取り巻く環境整備物別部会
（第２回）
資料１－２

教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、
服務監督教育委員会は、これらの分類を踏まえて「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定。
学校は、学校運営協議会での議論等を踏まえ、地域の実情に応じた運用を行う。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 ※勤務時間前・下校時刻後の預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築	⑥調査・統計等への回答（学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施） ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（学校が行う場合は事務職員等を中心に実施） ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討） ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理（教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討） ⑩校舎の開錠・施錠（副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進） ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮（地域住民等の支援や、輪番等を促進） ⑫校内清掃（児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進） ⑬部活動（部活動の地域展開・地域連携を推進）	⑭給食の時間における対応（食に関する指導については、栄養教諭等が対応） ⑮授業準備（教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、デジタル技術の活用を促進） ⑯学習評価や成績処理（採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進） ⑰学校行事の準備・運営（関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討） ⑱進路指導の準備（就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進） ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの協働等を促進）

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画。

※これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、追加で業務を見直すことも有効

学校・教師が担う業務に係る３分類を基に、学校運営協議会が関わってできることを熟議

今後の展望

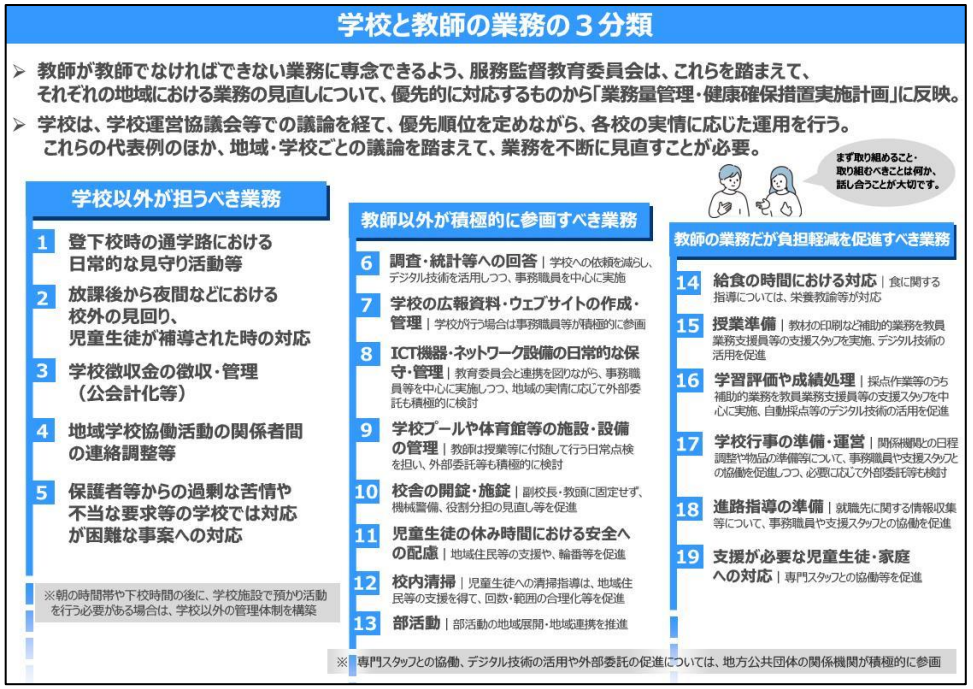

学校が講ずべき措置

○学校評価の結果に基づく学校運営の改善のための措置が実施計画に適合するものとなるようにする。
○学校運営協議会の承認を得ることとしている学校運営の基本方針に**「働き方改革推進に関する内容」**を含める。

市教育委員会が講ずべき措置

○給特法第8条第1項に規定する**「業務量管理・健康確保措置実施計画」**を定める実施状況とともに公表する。
○実施計画及び毎年の実施状況を公表するとともに、**総合教育会議**にも報告する



「戸田市学校における働き方改革基本方針」に基づき文部科学省の例示に則り、**「戸田市業務量管理・健康確保措置実施計画」**を定める

今後の展望

教師の健康・福祉の確保に向けて

校長先生等の皆様へ

今般の法改正等を踏まえ、各学校においては

- 学校における業務分担の見直し、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化など、学校における働き方改革の更なる徹底による教育職員の時間外在校等時間の縮減
- 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るための措置を講ずる際、改善のために業務が際限なく積みあがらないようにすること
- 学校運営の「基本的な方針」に働き方改革推進に関する内容を含めることでコミュニティ・スクールなどを活用しつつ、地域や保護者と連携しながら取組を推進



といった取組を進めていきましょう！

学校運営協議会を中心に、地域、保護者と連携・協力し、３分類を参考にしながら取組を推進

学校以外が担うべき業務

1. 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
2. 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
3. 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
4. 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
5. 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

教師以外が積極的に参画すべき業務

6. **調査・統計等への回答**｜学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
7. **学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理**｜学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
8. **ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理**｜教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
9. **学校プールや体育館等の施設・設備の管理**｜教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
10. **校舎の開錠・施錠**｜副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
11. **児童生徒の休み時間における安全への配慮**｜地域住民等の支援や、輪番等を促進
12. **校内清掃**｜児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

14. **給食の時間における対応**｜食に関する指導については、栄養教諭等が対応
15. **授業準備**｜教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
16. **学習評価や成績処理**｜採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
17. **学校行事の準備・運営**｜関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
18. **進路指導の準備**｜就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
19. **支援が必要な児童生徒・家庭への対応**｜専門スタッフとの協働等を促進